

第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	平成25年度第2回清須市防災会議
開 催 日 時	平成25年12月26日 午後2時
開 催 場 所	清須市役所本庁舎3階 大会議室
議 題	(1) 気象等に関する特別警報の運用について (2) その他
会 議 資 料	資料1 気象等に関する特別警報の運用について
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	1人
出 席 委 員	加藤会長、山岡専門委員、片田専門委員、高木委員、浅田委員、広浜委員、鈴木委員、内田委員、齋藤委員、田中委員、永田委員、村瀬委員、小川委員、平松委員、青山委員、天野委員、武藤委員、浅野委員、大嶋委員、岡山委員、柴田委員、塚田委員、加藤委員、岩田委員
欠 席 委 員	なし
出 席 者 ( 市 )	なし
事 務 局	〔総務部 防災行政課〕 鷺見部長、大橋次長兼課長、三輪課長補佐 後藤副主幹、竹嶋主任、梶木主事、中村防災官
<p>会議の経過(要旨)</p> <p>●事務局 皆様こんにちは。 定刻となりましたので、ただいまから、平成25年度「第2回清須市防災会議」を開催いたします。 年末年始、大変お忙しい中、防災会議に出席いただきまして、ありがとうございます。 私は、本日司会を努めさせていただきます、防災行政課長の橋大橋でございます。よろしくお願いいたします。 開会に先立ちまして、委員の出席状況につきまして、ご報告申し上げます。 本日の会議は、委員の過半数以上の方が出席されております。全員出席でございます。 従いまして、清須市防災会議条例第5条第2項の規定によりまして、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 なお、本日は、清須市付属機関等の会議の公開に関する要綱第3条の規定によりまして、公開会議となっておりますので、よろしくお願いいたします。</p>	

【傍聴人各位におかれましては、同要綱第6条第4項の規定により、お手元に配布いたしました遵守事項に従っていただきますようお願い申し上げます。】

それでは、ただ今から、清須市防災会議を開催いたします。

開催にあたりまして、清須市防災会議会長でもあります、加藤市長から挨拶申し上げます。

●加藤会長  
(市長あいさつ)

●事務局

ありがとうございました。それでは、これより議事に入りますが、先にお渡ししました資料のご確認をお願いします。

資料1を読み上げる。

それでは、会議進行につきましては、会長であります市長の方からお願いをいたします。

●加藤会長

それでは、この会議の進行を努めさせていただきます。

ただ今から、議事に入ります。

はじめに、議事(1)について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

議事(1)を読み上げる。

●加藤会長

ここで本日、専門委員として群馬大学広域首都圏防災研究センター教授の片田先生にご出席いただいておりますので、「特別警報に関して」お話をいただければと思います。よろしくをお願いします。

●片田専門委員

改めまして群馬大学の片田でございます。

清須市とは長いお付き合いで、東海豪雨の前から西枇の時代から色々お付き合いがございまして、美濃路の街づくりの関係だとか大昔にやっていました。

東海豪雨があつてその後、現在の清須市の流域ほとんどで、調査などをやらせていただいて、この地域の東海豪雨に関わるどころの研究は長年にわたって行わせていただきました。そんな関係がありまして、この清須市防災とは未だにお付き合いをいただいている立場なのですが、私が今日この場に参加しているのは、もちろん、専門委員としての立場もありますが、もう一つは、気象庁の特別警報を定める会議の気象庁の委員でもありました。

これがどういった議論を経て特別警報が設置されたかということを裏側で色々な懸案事項がありました。それを、越してこの特別警報という制度ができた背景等々、私が危惧していることを含め、お話したいと思います。

この特別警報は、確かに背景としてこのところ勢力の強い台風が来るようになってきており。平成23年紀伊半島で1回の雨で年間雨量ぐらいの二千数百ミリというめちゃくちゃな雨が降っているという状況で、雨の激しさが顕著になってきました、そして一昨年は台風15、16、17号がそれぞれ910hPa、905hPa、900hPa室戸台風が日本に上陸した過去最大の台風でしたが、910hPaでした。それと同等もしくは、それ以下のものが立て続けに発生するような状況になってきておりまして、今年十月になってからですが、30号がレイテ島で900hPaを下回るような台風となり、上陸をして膨大な犠牲者が出る高潮災害の発生をもたらしました。記憶に新しいところです。

このように気象が非常に荒々しくなっていて、気象災害が激化してきているという背景

があるにもかかわらず、一方で相変わらず行政の避難勧告、避難指示を出すタイミングの難しき、行政も基準を作り頑張っているところですが、事態の急激な進展の中で、なかなか住民の方へ適時適切な情報を流せる状況にないという状況もあります。気象の総本山である気象庁から通常の警報では、我々の日常生活でもそうですが、大雨警報が出たから外出を控えようかという考えにはならなくなってしまって、通常の警報に対しての慣れが出てしまっている。

これまで、気象庁の手持ちの情報の最高のものが気象警報であるところの大雨警報な訳ですが、実は発表のされ方を見ていると警報に付帯情報が付いています。状況がさらに進展してもっと厳しくなると、もう一度大雨警報を出していました。付帯情報が変わって。どんどんどんどん大雨洪水警報を何報も何報も出していくのですが、付帯情報がごろごろ変わっていきます。どんどん深刻な状況になっているにもかかわらず、我々は大雨洪水警報での話でしか理解をしてこなかったわけです。どうやらこのまま大雨洪水警報だけでは、気象庁として適切な地域の危機感を醸成することができない。この手持ちだけでは、心もとないという不安感もあり、気象庁とすればこの日この時ばかりはきちんと行動をとってほしいという強烈なメッセージを出せる手はずとして特別警報がほしいのだということが端的に言えばこういうことになると思います。

具体的なイメージは資料1の2ページに非常に良いグラフがありますので、ご覧ください。グラフが3つある中で一番左側を見てみてください。これは、雨が徐々に降ってきて累積雨量が上がってくるのですが、今我々全部見ているからこれでとどまったのか、さらに降ったのかわかりませんが、時間の進展の中でいくと降ってきたぞと、この段階である基準を超えると警報を出しますが、このまま終わっていくのか、逆に降り続けるのかという状況はこうやって全部グラフに書かれていれば我々もわかりますが、ずっと前から時間水位で見えていくと、この先ここまで上がってきたのはいいのだけど、ここから上がるのか、横ばいになるのかを踏まえたときに、これからとんでもないところまで行きそうだという状況になったときの手はずがほしいということなのです。このグラフはそういった意味で非常にわかりやすいと思います。従って、気象庁のそのような思いは非常によくわかるということです。

ただ、一方で我々が心配していることは、特別警報が出る段階は、事態がかなり進展した状況にあるということなのです。そうすると特別警報ができたということで、これまで大雨警報が出たからといって大したことはなかったなと経験則が我々にあるため、大雨洪水警報が出たからといって避難する人は少なかったと思います。ただ、特別警報が出ると、この資料の最後にもありますが初の特別警報発令となった京都の事例。京都でも大きな被害が出ましたが、呼びかけ方が、崖の近く人は崖から離れてください、むやみに外に出ないでください。

つまり、できうる最善の命を守る行動というのが極めて制約付きになってしまっているということです。ようは、家から出るに出られない、出ることに危ないという状況になったときの説明の仕方となっています。命を守る最善の方法として。それほど事態はとんでもない状況になってしまっている。したがって、本来であれば特別警報が出た段階では、対応できることは極々限られており、あなたの命を守る行動において、あなたのできることは、ほんのわずかしかなかったよというような情報の出方でした。だから、崖から離れた反対側に避難をというような何という情報なのだと思いますが、家からむやみやたらでない様にとか二階に留まってくれだとか通常の対応とは異なる指示が出ました。しっかり身の安全を確保できる行動をとるべきなのに、その程度のことしかできないときに出る警報が特別警報なのです。だけど、気象庁はこのような最終兵器を持ったわけです。

ですが、最終兵器が出れば確かに京都の事例のように大きな災害が起こる。我々はそのようなことを学びましたが、こういうことになると特別警報が出るときは大変なことになるけど、警報のときは大丈夫だと思い始めるわけです。そうすると、特別警報が出ないと人が動かなくなるというような危惧が出てきます。そうすると我々は特別警報を作るのはいいのだけど、これを運用し始めるとこれまでの警報が無効になってしまう。これは、ま

ずいため特別警報の運用というのは、とにかく慎重を極めていただきたいということは強く言いましたし、どちらかというと僕は、もろ手を挙げて賛成ではなかった。

このように情報を高めれば高めるほど住民の皆さんは、この特別警報が出なければ逃げないと依存度を高める一方になってしまうため、ちょっと今の日本の防災の状況を見てみると住民の皆さんは特別警報が出るまで動かなくなっちゃうなという危惧が僕の中では、強くあったものですから、必要と思う反面、このまま運用するのを躊躇したということが正直なところではあります。

この特別警報ですが、すでに運用された京都の事例もそうなのですが、とてつもないことがほとんど確定的に起こるわけです。ですから、特別警報が出たときには、はっきり言えばもう遅いという認識を持つべきだろうと僕は思います。

そうなってくると、特別警報が出たときにはもちろん、京都のときも天気予報やニュースでもあんな言葉聞いたこと無かったような、崖の近くの人には反対側に避難してくれだとかそんな言葉聞きながら特別警報が出たときには遅いという認識を持つのであればどうやって、その前の段階からの防災というのをしっかりできるようにしておくのか。

つまり特別警報に至る前の段階での防災というものの実効性を高めることの重要性がより一層高まったと考えるべきだと思います。特別警報は、本当に出たときにはどうにもならない。西枇杷島なんかでは、内水でも高まりがあって危なくなっているだろうし、下手すれば河川も越水する寸前になっている可能性もある。もうこの段階では、出歩けないどころか二階に避難してもらいなどかなり緊迫した状態になってしまっているというのが特別警報と位置づけをすべきである。その前の段階の防災をどうやって充実させていくのかこの特別警報が出たがゆえにより重要になってきたと考えていただきたいと思っております。

そういう観点から見ますと特別警報は、局所的な雨になかなか対応できていないというような話もあります。3ページ上段の運用の規定の中に概ね県ぐらいの広がりを持った現象だというようなイメージがあって、これが引っかかっているのが依存してしまう。山岡先生が詳しいですが、五キロメッシュで島を囲うと横3縦3で9にしかならない、一個足りませんが、ここの基準を見ると格子が10格子以上の場合となっていることから、したがって出していないという、気象庁がひどい運営の仕方をしておりますが、ですが気象庁も特別警報中だと連絡は入れているため、そういった面では気象庁も規則は規則として、運営しながらも最低の努力を気象庁もしております。ですから、こういった大きな広がりを持ったものに対して言うようなイメージがあるため、狭い範囲で局所的な状況が起こるような場合に、必ずしも適応していないということも我々も少し注意しとかなければいけないということになると思います。

それから、気象災害についての話をしておりますので、台風との連動というのが必ず起こるわけですが、少し解説をします。気象庁が大変苦労しておられるのは、例えば18号台風で特別警報の運用がなされたわけですが、台風が南の方にいる場合、26号台風の伊豆大島も同様でしたが、台風が南の方において先行雨量と言いまして先に雨が降ります。雲のレーダーの絵がよく出ますが、台風があって半時計方向に雲の筋が多くあります。気象庁は雲の絵を見たときに、水蒸気量も多い上、台風全体としてめちゃくちゃな雨が降るな、とわかるわけです。ですから、伊豆大島のときには、ここ10年来では巨大な台風でものすごい雨が降ると散々言っていました。ですが、こういった警報を出すときには、場所を特定しないと行けない。今回の台風はすごいぞとまでは言えますが、警報は地域に出すため、先行雨量はものすごい雨が降るとはわかってもどこに降るかが特定できない。筋状の雲の下にはすごい雨が降っているのですが、筋状の雲と雲の間の地域は降ってないです。

そうすると、どこに局所的にもものすごい雨が降るかという非常に不安定な現象なので、先行雨量に対してかなり降ることはわかるのだけでも、それを事前に伝えることの難しさに気象庁も思い悩むということになります。

こういった状況の中で、特別警報が運用され始めましたが、かなり雨が降ったという実績の段階でやっと出すという運用になっています。それもそうだと思います。闇雲に特別

警報を出すわけにもいかないですから、実績の雨量としてもここまで来て、このままいくと絶対に上がっていくとわかっているときに特別警報が出ます。かなり降ったという前提条件があって、その上さらにという条件が合って出すものですからかなり厳しいということには、ぜひご理解を頂きたいと思います。

そして、清須市民に対するメッセージとしては、気象警報の普通の大雨警報が発表された段階で逃げると言うのはありえないと言うほど、警報に慣れてしまいました。警報で何かあるとは思えないわけです。特別警報ができたから、特別警報が出てから逃げればいいのかとおそらく思っている人もいると思いますが、それは大きな間違いです。それは、本当に危険であると言うこの認識を、どうやって市民の皆さんにお伝えするのか、これは重要な観点だろうと僕は思っています。

そうすると、清須市の対応もそれを踏まえた対応をしていただくのが、必要になるかと思えます。通常の警報が出て、特別警報にならんとするこの状況は、今までの行政の対応だと客観的にどこまで水位が上がってきたから避難勧告など、実績に基づいて出すという、運用になっており、8ページに清須市の方で想定されている対応の仕方を見ても、やはり基準が決めてあって、この基準を東海豪雨のときにこの基準が無かったから迅速に出さなかったという反省に基づいて、基準が作られているのだけでも、だからこの基準は必要なものであるが、この基準に達してから出すよという話だと、近年は事態の進展が早いものですから、先行雨量が不安定だと言うこともあり、これからひどいことがあるとわかっているにもかかわらず、まだ水位は低いから出せないという運用になることを恐れています。この基準はこの基準として厳然としておいといていただきたい。ですが、この限りでない場合も、対応を充実していただいくことが、今重要な課題だと思っております。

例えば、今8ページの清須市の対応というところに限定して話をしていくならば、今清須市は、この特別警報が出されたときの対応として(1)と(2)の2つが対応を考えておられる。まず(1)の方は、特別警報前に準備情報や勧告がすでに発令されているような場合においては、というような対応が1つと(2)の方は、まだ何も出てないのにいきなり特別警報が発表されたとき、このときには避難準備情報を発令し、段階を踏んで行使していくという体制になっていますが、少しお考え頂きたいのが先ほど言ったとおり特別警報は、運用できることが限定的になるほど厳しい状況になっているという事態を考えると、まず、上段の(1)の場合は、すでに勧告が出ているわけですから、これはかなり対市民に対する行動要請としては、かなり高いレベルのものを求めておられる状況ですから、これはこれとしてよしとして、突然特別警報が出された場合、あまりこういう事態は無いと思いますが、あった場合準備情報から出てくるわけじゃなくて、この段階は避難勧告でも避難指示でもいいですけども、いきなり高いレベルでの対応を行われたほうがいいのかではないと私は思います。

そして、規則的にはこういうことなのですが、もう1つ私は行政の皆さんにお願いしたいことがあります。それは、東海豪雨のときを思い出してください。酷かったのは、深夜未明にかけてですが、京都の事例もそうであり、伊豆大島もそうでした。だから夜起こると言うわけではないですが、夜の対応は混迷を極めると言うことになります。できることが極めて限られるということになります。そして、夜事態が大きくなるときは、行政も避難勧告、避難指示を出すことを躊躇することとなります。

これは、避難指示を出すと言うことは、市民の皆さん避難所へ行ってくださいと言っているわけですから、夜中に水の浸かっている状況で行政が市民に家から出て避難所へ行けと言うのかという、これはあまりにも危険だから勧告を出すのを躊躇してしまうと言うのが、伊豆大島や京都でもあったわけです。夜になると行政とて、勧告・指示を出すのにとても勇気があることとなります。こういった基準を出しておくことも必要なのですが、特別警報が出るような状況の時には、あらかじめ南の方から大きな台風が来ていると事前の情報がかかりわかっている。もしくは、台風の規模は小さくても前線との連動で、ちょうど東海豪雨のような状況ですが、前線との連携ですごい雨が降りそうだというのは、概ね

わかっています。今後の事態の展開と言うのは、それが、この清須市ではどうなのかというのが、確定できなくても今夜この辺りが酷くなると言うのはわかっている。それで、対応が夜に及ぶ可能性がある場合は、どうかこの基準のみではなく、今夜、もしかした勧告や指示を出さなければならない事態になりうるので、明るいうちに避難の呼びかけをいたします。もしくは、避難準備情報を出します。このあたりの運用は、極めて柔軟に対応をとっていただきたいです。早い段階で、対応が夜になった場合住民の皆さんにできることは、限界があります。夜の対応が厳しい状況になりそうなので、どうか明るいうちに避難の呼びかけをいたします。もしくは、避難準備情報を発令します。今夜ということであれば、早めの対応を市民の皆さんに積極的に呼びかける。明るいうちの対応を呼びかけるということを市役所として考えていただきたい。

今、私市役所に対して物申しましたが、市民の皆さんにも対応するだけの要求があります。それは、夜になってとんでもないことが起きうるからこそ、明るいうちに出す。結果としてとんでもないことにならないこともあるということです。そうなったとき市役所を責めないでもらいたい。空振りの容認をする。ひょっとしたらその可能性があったのだけでも、そういった事態にならなくてよかったなという市民であっていただかないと市もそれだけの対応ができません。行政のとるべき方向性として、それは夜の対応だとか早め早めに避難の呼びかけ等準備情報を可能性がある場合は表現が悪いですが気楽に出し、市役所としては市民の命を守りたいのだからという思いの中で、可能性がある場合、特に夜間にその事態が及ぶと言うような状況になる場合には、積極的に情報を出していくという行動をとっていただきたいそして、市民には、それを受容していただきたい。そして、空振りになっても市を責めないでもらいたい。そして、空振りになったうえでまた同じようなことになったら狼少年にならないだけの市民であっていただきたいというようなことを求めていかないといけないと思います。極めて高度な行政判断を私は今求めました。その上で、極めて高度な住民対応を求めたと言うわけでもあります。

こうやって行政の対応レベルが一段上がったとするならば、それを受け入れるべく住民の対応も一段上げなければいけない。これは、バランス良く上がって初めて清須市の防災レベルが一段階上がったという位置付けになっていくと思います。今日は特別警報を中心とした議論の中でも口火をきったわけですが、確かに特別警報というそれは、気象庁とするならば最終通告を彼らは持ったということであり、これは従来警報しかなく最終通告がなかったからであり、本来は付帯情報で伝えていたつもりだったが、付帯情報はやはりメディアには中々通知されない。警報が継続して出ていますとしか報じられないものですから市民の皆さんは、その状況の判断がメディアからの報道だけでは中々うまく取れなかったという背景があってこの特別警報ができた。

ところが特別警報は、そうそう乱発できるものではないため、本当に最後の最後という状況で出るものですから、できることは限定的で実は多くの場合、もうほとんど被害が確定し、本当に危ない状況のときにしかでない。これが、でたときに対応すればいいやというような誤認をしないでいただきたい。ということを私からのメッセージであり、会議に出ていて思っていたことです。気象庁もその辺りをわかりながらこの特別警報を設定しました。それでもやっぱり気象庁として最後、国民の命を守るための手はずを持ちたいという気象庁の積極的な思いです。私はこれを作ったがゆえに警報の位置付けがまたあいまいになってしまうということを危惧していましたが、そこはやはりそういうことをフォローするのが地域防災そのものではないのかなと思います。警報が出て事前の段階での対応をより充実するということがあって初めて特別警報の本当の位置付けができるのだという認識を私自身は持っています。大変難しい内容を求めることになりましたが、そういう対応ができる清須市になったときに初めてもう一段上のレベルの災害対応のできる清須市になったということなのだろうと私は理解しています。私からは以上です。

●加藤会長

どうもありがとうございました。今の先生のご説明でわかったのですが、私は気象庁の

責任の範囲かなと思っていましたが、国民の命を守りたいために変えたということで、もう1つは我々が今まで警報に慣れ過ぎていると横着だったということでもあります。

それから、事務局からも説明しましたが、特別警報が発令されたときの清須市の対応としてこの2つの対応を想定させていただいておりますが、先生からはこの2番目のほうでは、避難準備情報を発令と言うふうになっておりますが、この場合ではおそらく避難勧告か指示を出すべきだろうというようなご意見、お考えを言われました。それには、早い段階で情報を得ると言うことが大変なことだとは思いますが、情報を得ないといけないと言うことです。

そんなところですが、皆さま方ご意見等先生に聞きたいことがあればこの機会に聞いてください。

●永田委員

事務局の説明で4ページの上段の表ですが、注意報・警報は、今までどおり各市町村単位で発令されるということでありますが、特別警報は県単位で発令されるというふうに関こえたのですけども去年とは違いませんか。

●事務局

あくまでも特別警報は、愛知県に出ますが注意報・警報と言うのは市町村単位で出ますので、愛知県の中の清須市に特別警報が出ていても、新城市が注意報であれば新城市には特別警報は出ていないという状況になります。愛知県には出ているのですが、その中で市町村単位に特別警報が発令されておるとい状況になります。

●永田委員

ということは、あくまでも特別警報も市町村単位で出るということですか。

●事務局

そのとおりです。大きな予報区でいうと愛知県に出るといことになります。愛知県に出るのですが、市町村単位で今は注意報・警報が出ておりますので、あくまでも特別警報もこの市町村単位で出るというふうに気象庁からお聞きしております。

●永田委員

特別警報も市町村単位で出るということで理解しました。

今でも先生の話からもありましたが、上流域例えば一宮市や江南市で特別警報が出ているということになると清須市は注意報でも警戒することになると思いますが、仮に特別警報が上流区で出れば、清須市でも何らかの対応をとらないといけないという準備作業を取ることができるということになると思いますがいかがでしょうか。

●事務局

そのとおりです。

●永田委員

特別警報も今までどおり出るということでもいいですか。

●事務局

そのとおりです。

●片田専門委員

今の説明でいいと思います。今まさに事例で出されたような上流域で特別警報が出ていて、清須市ではまだその基準に至っていないという状況が生じたときに、そのときにとる

べき行動が、今まさに検討しておかなければいけない事案になります。特別警報は、県に出ます。県に区域が設定されて出ます。その中で、警報は特別警報、その中の範囲で出る警報は全て特別警報という位置付けになります。どこに出ているかと言われれば、愛知県に出ているという表現を気象庁はなされました。

ですが、当該の自治単位で見ると、自分のところは特別警報じゃないという、二枚舌のような運用がなされます。そこは少し注意が必要ですが、県下に特別警報が出ている状況の際には、何らかの影響は出ると思われますので、県下に特別警報が出たら周辺の状況を常に見ながらその段階で英断を清須市はしなくてはならないということになります。こういった運用をまさに議論をしていただくための情報だというふうに理解をしていただきたいです。先ほどから言っている行政の対応について、私はずいぶん求めています、市民との連携がすごく重要だということの位置付けの中で、先進的な事例を少し紹介したいと思います。

18号台風で特別警報を出されたときに、京都にほとんど出されましたが、そのときに私は古くから津波の関係で尾鷲に行っております。尾鷲は、津波の対応だけやっているわけではなく、土砂災害の対応もやっている。ご存知のとおり尾鷲の辺りは、入り江が多くあり、小さい入り江や小さい集落が多くあり、大きい尾鷲の湾があり、尾鷲の街があるイメージです。その中一つに、古江町という小さな集落の入り江があります。古江町には平場が全くありません。入り江があつて、いきなり山があります。全部が土砂災害の危険地域で、清須市には土砂災害の危険性はありませんが、レッドゾーン、イエローゾーンがありまして警戒区域、特別警戒区域という、どこが崩れてもおかしくないような、斜面で平場が全くありません。ここは津波の対応をやっていますが、土砂災害の対応もやっています。ところがこの古江町は家が400軒山の斜面に張り付いておりますが、内200軒は空き家です。残り200軒が、高齢の方ばかりで1人ないし2人です。戸籍上はここに40代、50代が100人いることとなっておりますがいません。全員高齢者です。ここであっても、災害の対応をしなければなりません。

ですが、集落の方に自助と言っても備えてもらうのは難しいと思います。自助や共助など通常の防災の論理で説明してもなるともならないです。そのときに、特別警報の運用などの議論が出てくるわけです。私は、先ほど明るいうちの対応を言いましたけども、この古江町のことが念頭にありまして、ここは逃げることもそのものが厳しいところです。日々の生活そのものだって厳しいのにましてや災害時の避難などになると大変なことになってしまいます。行政の対応と言っても、従来のよう援護者等の杓子定規の行政対応ではうまくいきません。ここで私たちがどんなことをやったかと言うとゼンリンの住宅地図で巨大な地図を作り、住民の前に出しまして、まず空き家を黒で塗ってくれとお願いし、きっちり半分が黒くなりました。次に、3色のマジックで行政の言うところの要援護者だとかではなく、皆さんが皆さんで考えてあそこの家は助けに行かないとどうにもならないという家に赤色で塗ってくれとお願いしました。行政はこういった対応はなかなか難しいと思います。次は青色で高齢者であっても元気であり、ほかの人を助けに行くことができる人のところに塗るようお願いしました。次に黄色で自己完結。助けにも行けないけど助けに来てもらわなくてもいい自分で何とかするという人のところには黄色で塗ってもらい3色に色分けをしました。それを見ながら、どこの家に車があるか等を見ながら、車1台で動けるぐらいの小さな隊は4人ぐらい、車が2台あるところは8人ぐらいを限度に、防災隣組と言うものを作りました。これは、逃げるもこの単位で留まるもこの単位。全部の行動がこの単位でそれ強い規律にしました。そうすると、私は逃げないと言う高齢者がいなくなります。他人に迷惑をかけないようなコミュニティを作りました。なおかつ、平場が全くないですが、廃業してしまった鉄筋コンクリート性の漁協の建物が残っておりまして、土砂災害には唯一強い建物ですが、そこの2階に小部屋がたくさんあります。尾鷲市役所がどういう対応をしているかという、18号台風の時もですが、たぶんコミュは酷いことになります。対応しないといけないならば夜になります。その可能性があるので、明るいうちに逃げてくださいますと、明るいうちから避難の呼びかけをして周るわけで

す。そうすると、防災隣組単位で、組の人は避難という意識はあまりないですが、人によっては、お酒や茶菓子などを持って周りに声をかけ集まってくるわけです。その日の昼ぐらいいに、私は東北の方におりまして、中京テレビの記者がその活動を取材で追っていきまして、その方から電話が私にありました。先生尾鷲市の古江町がえらいことになっています。昼間から大宴会になっています。と連絡がありました。私はこれを避難という概念を少し変えていると思います。防災隣組で声を掛け合って集まってくる。そのあと、尾鷲市役所に聞いたところ、その前日からいつ避難所に行けるのか。早く行きたいという問い合わせがあったそうです。このように避難所が楽しみのある場所というような状況を作っています。それを清須市で作ってくと言っているわけではないのですが、例えばこのような住民の動きを見ると、もしくは行政の動きを見るとその姿勢そのものは、清須市に持ち込むものはあるのではないかと思います。これはどこでも例外がないです。そして行政があなたは要援護者です、あなたは要援護者ですと個別計画でこの人はあの人をお願いしますと言われて、支援者になってくれと言われると私だと困ってしまいます。責任を負いきれない。責任を負うとなると重いものを感じるし、個別計画をやるとなるともうまくいくわけがないです。ですが、尾鷲市の例を見てみてください。周りの判断で支援が必要かどうかをコミュニティで決める。これは、住民間だからこそできる活動だと思います。行政が要援護者の認定をします。名簿を作ります。となると私のお袋85歳で、どう見ても要援護者です。ですが、健康に加齢した高齢者と言うのは、要援護者にはならないと私は思います。私は近隣の方にお袋をいざというときはお願いしますと伝えてあります。こういったコミュニティを形成することや避難についても行政から逃げろと言われて逃げたがなんともなかった場合、役所が逃げろと言ったから俺は逃げたのだと、えらい目にあつたなとこういった関係になってしまったら防災は上手くいかなくなります。尾鷲市役所はすごく早い段階から対応今夜になりそうだから早めに逃げてくださいと呼びかけて周っている。そうすると高齢者も喜んで行くかとなり、集まって避難をする。こういう防災を何とか作っていかないと、住民の理解も得ていかないといけないし、行政も住民とそういったコミュニケーションを模索していかないといけない。そのときにこの特別警報だなんだかんだと行政に色々かせられるような形で出ていますが、これをちゃんと運用するには、住民と高いレベルでの合意がないといけないということに気づいていかないといけないと思います。参考までに。

#### ●加藤会長

ありがとうございました。

質問等ありましたら。

(1)が1番難しく感じました。(2)の問題は先生が言われたとおり、準備情報及び勧告・指示だろうということで、ご指摘いただきましたが、(1)が清須市の場合ですと、すでに基準によって準備情報や勧告が出ております。特別警報を出したときに出す時点では事態がかなり進展している状況で、出てきたら危ないという状況もあるわけで、そういうときにまた特別警報でこのとおり避難してくださいと呼びかけるのが、これは法的にやっていかないといけないことですか。

#### ●片田専門委員

そうですね。特別警報が出た段階では、法的にというよりも京都のときのテレビの呼びかけをご覧なられたと思いますが、今から逃げるなどと言っておりました。逃げるなど言いますか、むやみに外に出ないでくださいとか崖の反対に移動してくださいだとか。避難の呼びかけも何ももうないです。その段階では、ほとんどお手上げ状態で、清須市の場合、例えば準備情報だして、勧告出して指示を出してその上で例えば、特別警報が被ってきたら、その段階で付加的に呼びかけるのは何もないということです。ようは、むやみやたらに出ないでくれということであり、今あなたができうる限りのベストを尽くしてくれとしか言いようがない。こんな状況ですので、法的にうんぬんかんぬんではないです。

●加藤会長

ありがとうございました。

事務局、取り扱いはまだ後で、最後に案として出しましたが、このようにご意見いただいたのだけど、どのように取り扱いを。

●事務局

今日は、私どもの事務原案を出していただきまして、先ほど片田先生の方から少し見直した方がいいと話がありましたので、まだ今年度中に防災会議がもう一回予定しておりますので、そのときに改めて成案に直してご確認をしていただこうと思います。今の状態では少し運用がづらいということですので、そこを直して改めて防災会議で確認していただこうと考えております。

●加藤会長

今事務局が言いましたように、また年度末に防災会議を開くので最終的に決めていただくということで、よろしいでしょうか。

それでは、次に専門委員の名古屋大学大学院の地震・火山研究センターの教授の山岡先生より南海トラフ巨大地震に関しての愛知県で調査されている被害想定などについてお話を頂きたいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

●山岡専門委員

名古屋大学の山岡でございます。東北の地震から3年が過ぎようとしております。愛知県の被害想定がまだ出ていないというプレッシャーがかかっている状況ですが、諸事情がありまして、諸事情と言うのは統一的な震源モデルというものが、それがなかなか最終的に決まってこないということがあって、当初の予定よりもだいぶ遅れています。それでも最終的には、来年度の当初に行われる愛知県の防災会議で公表するという手はずになっております。

愛知県として今までやってきたのは、最大クラス要するに千年に一回とかひょっとしたらこれより小さいかもしれませんが、それぐらいの頻度で起こるかもしれない南海トラフ巨大地震に対した、対策をすと言いますか、これによって起こるであろう揺れと津波の被害について、市町村別に算定をしたというのが現在の状況で、ここまでは公開しております。

しかし、その前段階でかなり作業が行われていたのですが、出てきたものはまだその一部しか出てきていないので、それをご覧になった方々や市町村は大変ご不満ではなかったかとは思いますが、その辺はお許してください。次の段階が、対策目標レベルに対応する揺れと津波ハザードというのがどの程度になるかと言うものを公表していこうというものです。最終的には被害予測をしてアクションプランと言うか行動計画をきちんと立てることが重要で被害予測するだけではなんともなりませんから、何をしていたらいいかということもアクションプランを立てると言うのは最終段階です。そこに行く前段階で、いきなりアクションプランができる前におそらく遅くならないうちに揺れと津波によるハザードを出していきたいと言っておりました。今お話をしました最大クラスと目標クラスのレベルと言うのは、ざっくりばらんに言うと最大クラスは、先ほど申しあげたとおり大体千年に一回か低い頻度だろうと言うものです。対策目標レベルと言うのは次に南海トラフ巨大地震は少なくともこの程度の覚悟はしておいたほうがいいだろうというクラスになります。具体的には、1707年の宝永地震と1855年の安政の地震と、それぞれの場所ごとに大きいほうをとったような被害を想定しておこうというのが今の流れです。ですからそれは、どちらかと言うと次にその地震になる可能性が、半分か3分の1ぐらいかなというようなイメージですが、そのぐらい覚悟しておいたほうがいいというレベルです。2つのレベルをそれぞれ想定して被害予測を出して結論を出して、最終的にはどのような

災害軽減対策をとるか、アクションプランを出すと言うのが今回の目標です。それが出た段階で市町村ではどうするかを決めていくことになります。当初清須市まで津波の影響があるのではないかと危惧がされていましたが、その辺りは最大クラスで見ても清須市までは津波の影響はないということで、そこはとりあえず安心ですが、揺れについては、比較的やわらかい地盤ですから揺れの規模が大きくなり、比較的住宅密集地が多い地域もありますのでそういったところの被害というのも大になるだろうと思いますので、最終的に被害予測が出た段階でできるだけ早く市として災害をどう減らしていくか、あるいは災害が起きた後にどういうふうに早期復旧をしていくかということを考えていただければと思います。

最近国土強靱化計画というものがありますが、その中に英語のResilienceが略だと言うことでそれは英語の先生から言わせるとResilienceを国土強靱と略するのは違うのではないかと話をお聞きしました。Resilienceというのは、災害に強いと言うだけでなく、回復力も強い、いってみればしなやかであること、それからコンクリートのような硬いものではなくてむしろ竹のようなしなやかさを持った防災力を強めていくことが大事であるということです。災害を100%防ぐのは無理だということを前提として、何か災害があったときにそれをできるだけ減らすということと同時に早くもとの状態に戻ると言うのがその両面から対策を立てる必要があるということが、3.11の震災以降多方面で言われています。こちらの方はあまり専門ではないので、聞いたことをお話しております。清須市さんもこのように進めていただければと思います。以上です。

●加藤会長

どうもありがとうございました。

今の先生のお話で何か聞きたいことがあればどうぞ。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議の議事は全て終了しました。長時間にわたりまして、慎重審議本当にありがとうございました。

●事務局

皆様どうもありがとうございました。今日は先生のお二人から特別警報の話と南海トラフの話と言うことで今度の清須市がとっていくべきアドバイスをいただいております。今後の地域防災の見直しの参考ということで、次回につきまして、先ほども話がありました年度末にもう一度開催させていただきまして、今日のこと踏まえ見直しを行いたいと思います。日程についてはまたご連絡差し上げます。

これもちまして、平成25年度第2回清須市防災会議を閉会いたします。

長時間に渡り、誠にありがとうございました。

会 議 の 結 果	会議の経過に示したとおり
-----------	--------------